

福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、福岡市（以下「本市」という。）が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての補助を行うことにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語は、総務省要綱及び市規則において使用する用語の例による。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 産学官労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること
- (2) 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること
- (3) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
- (4) 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、民間事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が第6条に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助対象事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、金融機関等は経営者に対して民間事業者等の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない
- (5) 別表第1に掲げるいずれかの地域で実施する事業であること

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業期間中に要した、別表第2に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該補助対象経費に充てるための金融機関の

融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等その他資金の合計額を控除した額とし、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を上限に、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 金融機関の融資額等が補助金と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 金融機関の融資額等が補助金の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- (3) 金融機関の融資額等が補助金の2倍以上の額の場合 5,000万円

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とし、公募により募集する。

- (1) 別表第1に掲げるいずれかの地域に事業所等を有する者又は設けようとする者で、将来に渡って当該地域で事業継続する意思を有すること
- (2) 市税に係る徴収金（市税及び滞納金等）を滞納していないこと
- (3) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (4) 補助対象経費に対して、国、地方公共団体又はその他機関が交付する補助金、交付金、助成金等を本補助金と重複して交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、交付決定により定めた日から当該年度の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書
- (3) 役員名簿
- (4) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）
- (5) 定款、規約等（個人事業主を除く）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に定める申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れにおける消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法

（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額の金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、その限りではない。

（評価委員会の設置）

第10条 市長は、前条第1項第2号に掲げる実施計画書の内容に関する審査を適正に行うため、必要に応じて評価委員会を設置することができる。

2 評価委員会は、学識経験者、専門家その他により構成する。

3 評価委員会では、実施計画書の内容について、地域資源の活用、地域課題への対応、新規性、モデル性、地域金融機関等との連携、事業の実現性及び自立性、雇用計画、及び地域や周辺環境との調和の観点から補助を行うことの適否等の評価について、各委員から参考となる意見を収集する。

（補助金交付の決定）

第11条 市長は、必要に応じて評価委員会の評価を踏まえ、交付申請の内容を適当と認めたときは、総務省要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

2 市長は、国から総務省要綱に基づく交付決定を受けたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、本条第1項又は本条第2項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、総務省要綱に基づく交付申請又は補助金の交付決定をすることができる。

4 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（決定事業の変更認定）

第12条 前条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「決定事業」という。）を変更しようとするときは、補助金交付事業変更申請書（様式第4号）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者にその旨を補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業の実績報告）

第13条 交付決定者が決定事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費の支払い実績が分かる書類（契約書、請求書、領収書及び納品書等）の写し
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し
- (4) 事業の成果が分かる書類（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の報告は、当該決定を受けた日の属する市の会計年度が終了する日までに行わなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、決定事業が完了したときは当該完了した日から起算して1月以内に本条第1項の報告を行わなければならない。
- 4 第9条第2項に基づき交付の申請をした交付決定者は、本条第1項の実績報告書を提出するにあたって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 5 第9条第2項に基づき交付の申請をした交付決定者は、本条第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る決定事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（財産の管理及び処分）

- 第16条 交付決定者は、決定事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、決定事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付決定者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第7号）を備え管理しなければならない。
 - 3 交付決定者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項1号に掲げる補助対象事業実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第8号）を添付しなければならない。
 - 4 取得財産等のうち市規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
 - 5 交付決定者は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。）8条に定められた処分の制限を受ける期間に取得財産等を処分しようとするときは、補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - 6 市長は、前項の規定により、交付決定者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(関係書類の保存期間)

第17条 決定事業に関する書類の保存期間は、5年間とする。

(収益納付等)

第18条 交付決定者は、決定事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後に、事業化収益状況報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、決定事業に係る経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 市長は、総務省要綱第22条に基づき総務大臣から地域経済循環創造事業交付金の全部又は一部に相当する金額の納付命令を受けたときは、当該交付金に基づき補助金を交付した交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命ずることができる。
- 4 交付決定者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答しなければならない。

(暴力団の排除)

第19条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付を受けようとする者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(決定の取消し)

第20条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 決定事業を取り止めたとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき
 - (3) 第4条及び第7条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
 - (4) 第19条第2項各号のいずれかに該当したとき
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき
- 2 前項の規定は、決定事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても、なお適用する。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第22条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(規定外の事項)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

(別表第1) 補助対象事業の対象地域

区分	対象地域
「市街化調整区域の土地利用規制緩和制度」の指定地域	東区 : 志賀島、勝馬 早良区 : 脇山、内野、曲渕 西区 : 北崎、今津、能古
離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	西区 : 玄界島、小呂島

(別表第2) 補助対象経費

区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）。
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

福岡市地域経済循環創造事業
補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

福岡市地域経済循環創造事業について、補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が上記事業における補助金の交付に係る事務に関して、警察本部への照会確認及び市税の課税状況や納付状況の照会に使用することに同意します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交付申請額 円

3 補助対象事業経費総括表

補助対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分(円)			
融資額等	交付申請額	その他	計

(注) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 補助対象事業の開始（予定）日 年 月 日

5 補助対象事業の完了予定日 年 月 日

福岡市地域経済循環創造事業
補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で申請のありました福岡市地域経済循環創造事業補助金の交付申請については、下記のとおり交付決定しましたので、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 決定事業の名称

2 交付決定額 円

3 決定事業経費総括表

資金区分(円)					
融資額等	交付決定額			その他	計
		うち地方費	うち国費		

4 補助条件

福岡市地域経済循環創造事業
補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で申請のありました福岡市地域経済循環創造事業助金の交付申請については、審査の結果、補助金の不交付が決定されましたので、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 不交付決定理由

福岡市地域経済循環創造事業
補助金交付事業変更申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

年 月 日付で交付の決定を受けた福岡市地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり変更したいので、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 決定事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 変更の内容
- 4 変更を必要とする理由

福岡市地域経済循環創造事業
補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で変更申請のありました福岡市地域経済循環創造事業補助金については、交付事業の変更を決定しましたので、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定事業の名称（変更後）

2 変更内容

福岡市地域経済循環創造事業
補助対象事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

福岡市地域経済循環創造事業補助金の交付決定を受けた事業について、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 決定事業の名称

2 交付決定額 円

3 決定事業の実施状況	着手日	
	完了日	

4 補助金確定予定額 円

5 決定事業経費総括表

対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	
資金区分(円)					
融資額等	補助金確定予定額			その他	計
		うち地方費	うち国費		

(注) 仕入に係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取 得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第 1 号から 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第22条第 2 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等管理明細表

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取 得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第 1 号から 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第22条第 2 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

福岡市地域経済循環創造事業
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

記

- 1 決定事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 5 補助金返還相当額 (4 - 3) 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

福岡市地域経済循環創造事業
補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で報告のありました福岡市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業実績報告書により、下記のとおり補助金額を確定しましたので、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

本通知を受けた事業者は、年 月 日までに請求書を提出してください。提出期日までに請求書を提出しない場合は、補助金を支払うことができません。

記

- 1 決定事業の名称
- 2 補助金確定額 円

福岡市地域経済循環創造事業
事業化収益状況報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定された福岡市地域経済循環創造事業補助金の交付決定を受けた事業（以下「決定事業」という。）について、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位:円)

補助金の 確定額	決定事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度まで の決定事業 に係る支出 額	基準納付額	前年度まで の決定事業 に係る市へ の累積納付 額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

- (注)
- 「決定事業に係る本年度収益額: (B)」とは、決定事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費(外注費、光熱水費、製造設備に係る減価償却費等)、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
 - 「控除額: C」とは、決定事業に要した経費のうち、事業者が自己負担によって支出した額(決定事業に要した経費－補助金の確定額)をいう。
なお、決定事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から決定事業年度終了より前年度までの決定事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額－前年度までの収益累積額)をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの決定事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
 - 「本年度までの決定事業に係る支出額: D」とは、決定事業に要した経費及び決定事業年度終了以降に追加的に要した決定事業に係る経費の合計額をいう。
 - 「基準納付額: E」とは「決定事業に係る本年度収益額: B」から「控除額: C」を差し引いた額に、「補助金の確定額: A」を乗じ、「本年度までの決定事業に係る支出額: D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) A / D)$
 - 「前年度までの決定事業に係る市への累積納付額: F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
 - 「本年度納付額: G」とは、「基準納付額: E」と「累積納付額: F」の合計額が「補助金の確定額: A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額: E」と「累積納付額: F」の合計額が「補助金の確定額: A」を超える場合には、「補助金の確定額: A」から「累積納付額: F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$
 - (B)決定事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。
 - 総務省交付要綱第22条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。

福岡市地域経済循環創造事業
補助金財産処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

年度福岡市地域経済循環創造事業補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、福岡市地域経済循環創造事業交付要綱第 16 条第 5 項の規定に基づき、申請します。

なお、この結果、補助金の全部又は一部に相当する金額を市において算出され、請求があった場合には、当該金額を期限内に速やかに返還することを約束いたします。

記

- 1 決定事業の名称
- 2 総事業費
- 3 補助金確定額
- 4 処分する施設・設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

1 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。

福岡市地域経済循環創造事業
補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で交付決定しました福岡市地域経済循環創造事業補助金については、交付決定を取り消しましたので、福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 決定事業の名称
- 2 取消内容
- 3 取消理由